

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和3年9月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和3年8月31日静岡県告示第695号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
三井彦三郎	浜松市天竜区佐久間町相月92	浜松市役所
仲市岩子	浜松市天竜区佐久間町相月106	浜松市役所
仲市安彦	浜松市天竜区佐久間町相月107の1、107の2	浜松市役所
中山花勝	浜松市天竜区佐久間町相月314	浜松市役所
仲市寿一	浜松市天竜区佐久間町相月315	浜松市役所
仲市才平	浜松市天竜区佐久間町相月315	浜松市役所
山出徳太郎	浜松市天竜区佐久間町相月319	浜松市役所